

報告第1号

専決処分の報告（令和4年度 古堅南小学校校舎新增改築工事（建築工事）
2工区請負契約の変更）について

令和4年10月4日議案第53号で議決された令和4年度 古堅南小学校校舎新增改築工事（建築工事）2工区請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月6日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



建設工事請負変更契約書

令和 4年 10月 4日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

- 1. 工 事 名 令和 4年度 古堅南小学校校舎新增改築工事（建築工事） 2
工区
- 2. 工 事 場 所 読谷村字古堅612番地 1
- 3. 工 期 自 令和 4年 11月 12日
至 令和 6年 2月 16日
- 4. 変 更 後 の 自 令和 4年 11月 12日
工 期 至 令和 6年 2月 29日
- 5. 原契約額に対する変更増額 ¥3, 553, 000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥323, 000－)
- 6. 変更後の請負代金額 ¥667, 953, 000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥60, 723, 000－)
- 7. 契約保証金 免 除
- 8. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書3通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 5年12月22日

発 注 者 読谷村長 石嶺 傳實

受 注 者 有限会社AU企画・有限会社サンオキ 特定建設工事共同企業体

代 表 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村伊良皆507番地
商号又は名称 有限会社AU企画
氏 名 代表取締役 上地 篤男

構 成 員 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2060番地1
商号又は名称 有限会社サンオキ
氏 名 代表取締役 上地 豊



令和4年度 古堅南小学校校舎新增改築工事（建築工事）2工区 計画平面図

